国立市教育委員会家庭学習のための学校教育用ICT機器貸出事業運営要項を次のとおり定める。 令和4年2月1日

国立市教育委員会 教育長 雨宮 和人

国立市教育委員会家庭学習のための学校教育用ICT機器貸出事業運営要項

(目的)

第1条 この要項は、国立市立小・中学校に所属する児童・生徒に対し、学校教育用 I C T機器を貸出することにより家庭における学習環境の整備を支援し、もって児童・生徒の学力の維持・向上に資することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 貸出事業の実施主体は国立市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。
- 2 教育委員会は、貸出事業の実施についてその一部を国立市立学校の学校長に委託することができる。 (対象機器)
- 第3条 貸出する機器は、教育委員会が指定する機器の範囲とする。

(対象者)

- 第4条 貸出事業の対象者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市立学校に所属する児童・生徒の世帯の者であって、学校が指定する電子教材等を閲覧するためのインターネット環境やパソコン等のICT機器を有していないもの
 - (2) その他、学校教育用ICT機器の使用が必要な者で、教育委員会が特に認めたもの (貸出期間等)
- 第5条 学校教育用ICT機器を貸出する期間は、教育委員会が指定する期間とする。
- 2 貸出期間の途中であっても教育委員会が返却を求めた場合には、貸出を受けた者は返却を求めた日 の翌日から起算して1週間以内に返却しなければならない。
- 3 学校教育用 I C T機器の貸出に係る費用は無償とする。

(申請)

第6条 学校教育用ICT機器の貸出を受けようとする者は、学校教育用ICT機器利用申請書(様式1)により、教育委員会に申請しなければならない。

(貸出方法)

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、学校教育用ICT機器の貸出を決定したときは、学校教育用ICT機器貸出証(様式2)を交付したうえで、学校教育用ICT機器の貸出を行うものとする。

(教育 I C T機器の管理等)

- 第8条 学校教育用ICT機器の貸出を受けた者は、学校教育用ICT機器の利用及び管理には十分注意するものとし、目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保にしてはならない。
- 2 学校教育用ICT機器の貸出を受けた者は、利用期間中に学校教育用ICT機器を紛失した場合又は学校教育用ICT機器を焼失、水没、破損、汚損その他事由により、修復できない状態になった場

合はその損害を、修理が必要な場合はその修理費用を賠償しなければならない。

(返環)

- 第9条 学校教育用ICT機器の貸出を受けた者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに学校教育用ICT機器返還届(様式3)に学校教育用ICT機器を添えて教育委員会に返還しなければならない。
 - (1) 第4条に定める対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の規定に反したとき。
 - (3) 虚偽により学校教育用ICT機器の貸出を受けたとき。
- 2 前項の規定による返還がない場合において、教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該の学校教育用ICT機器の貸出を受けた者に対し、学校教育用ICT機器の返還を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 教育委員会から貸出に関する情報を提供された者は、貸出事業の実施によって知り得た情報 を漏らし、又は貸出事業の実施以外の目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要項は、公示の日から施行する。